

(別紙2)

事案2(服務調査により発覚した職務専念義務違反)

	補職	年齢	職種	事案概要	処分
1	係員	61歳	技能職員	令和8年3月、約90分、業務目的なく公用車で外出し、店舗にて日用品及び飲料水を購入し、位置情報を利用したスマートフォン向けゲームを行いながら市内を周遊したが、警察署への申請書提出業務であったと虚偽の報告をした。 また、令和6～7年度、公用車で業務のための移動中に100回以上、スマートフォン向けゲームを継続的に行い、ゲームのための経路変更や不必要な停車を繰り返した。 さらに、勤務時間中に公用車を使用して弁当購入等を複数回行うとともに、ドライブレコーダーの録画機能を故意に複数回停止した。	停職1年
2	係員	56歳	技能職員	令和8年3月、約90分、業務目的なく公用車で外出し、店舗にて日用品及び飲料水を購入し、項番1が行うスマートフォン向けゲームを一緒に行いながら市内を周遊したが、警察署への申請書提出業務であったと虚偽の報告をした。 また、令和7年度、項番1と公用車で業務のための移動中に約90回、運転手として、項番1が行うスマートフォン向けゲームのための指示に応じて、経路変更や不必要な停車を繰り返した。その際、運転中は操作をしていないものの、停車中は何度もゲームを行っていた。	停職2月
3	係員	58歳	技能職員	令和8年3月、約90分、項番1と2の職員と業務目的なく公用車で外出し、市内を周遊したが、警察署への申請書提出業務であったと虚偽の報告をした。 また、勤務時間中に公用車を使用して弁当購入等を複数回行った。	減給
4	係員	55歳	技能職員	令和8年3月中、少なくとも4日間にわたり、合計約115分、公用車を使用して外出したものの、業務を行うことなく周辺道路を走行した後、所属へ帰所した。また、当該外出に係る運転日誌及び作業日報を作成していなかった。なお、令和7年度において同様の行為を行っていた。	停職10日
5	係員	63歳	技能職員	令和8年3月6日、勤務時間中に私的な目的として約100分にわたり公用車を使用し、堺市内の商業施設へ立ち寄って弁当及び菓子を購入するとともに当該行為について現場調査を行っていた旨の虚偽の報告を行った。	減給